

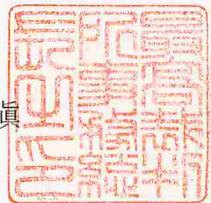
最高裁秘書第3153号

令和2年12月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、東京高等裁判所がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

東京高裁長官が岡口基一裁判官に対して平成28年6月21日付で行った口頭注意の文言が記載されている文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和元年10月29日付け（同月30日受付）

2 答申番号

令和2年度（情）答申第21号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）